

議案第 13 号

輪島市教育委員会事務局職員の人事について

平成 27 年 4 月 1 日付けで、輪島市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うことについて承認を求める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

平成 27 年度において、市長事務局、輪島市教育委員会事務局等の職員を適切な位置に配置し直すため。

議案第 14 号

輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について

輪島市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会職員職名規則(平成 19 年輪島市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

本則の表職員の項中「部長 参事」を「部長」に改め、同表補助職員の項中「主事補 社会教育主事補」を「主事補」に改め、同表技能労務職員の項中「校務員 清掃員」を「校務技士 校務士」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 27 年度における輪島市教育委員会の内部組織の改編等に伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 15 号

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会事務局組織規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 庶務課の項中第 37 号を第 39 号とし、第 36 号を第 38 号とし、第 35 号を第 37 号とし、第 34 号を削り、第 1 号から第 33 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 1 号から第 3 号までとして次の 3 号を加える。

- (1) 総合教育会議に関する事。
- (2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事。
- (3) 教育振興基本計画に関する事。

別表第 1 学校教育課の項を次のように改める。

学校教育課	<ol style="list-style-type: none">(1) 学校の設置及び廃止に関する事。(2) 学校の通学区域の設定及び変更等に関する事。(3) 小学校教育、中学校教育及び特別支援教育に関する事。(4) 教職員の人事及び服務に関する事。(5) 学校安全に関する事。(6) 学校保健に関する事。(7) 児童生徒の学籍及びその異動に関する事。(8) 学級編制に関する事。(9) 就学援助に関する事。(10) 教科用図書に関する事。(11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
-------	---

	(12) 学校評議員に関すること。 (13) 外国語指導助手に関すること。 (14) 学校給食に関すること。 (15) 児童生徒の災害共済に関すること。 (16) 学校活動の支援に関すること。 (17) 遠距離通学の支援に関すること。 (18) 育英資金に関すること。 (19) 上記以外の学校教育及び教育振興(庶務課に属するものを除く。)に関すること。
--	--

別表第1 生涯学習課の項第43号及び第44号中「(指定管理者に関することを含む。)を削り、同項第46号を次のように改める。

(46) 学校体育への支援に関すること。

別表第4 庶務課の項を次のように改める。

庶務課	教育大綱策定等審議会(補助執行を行うもの) 教育事務点検評価審議会
-----	--------------------------------------

別表第4 学校教育課の項中「ケーブルテレビ寺子屋推進委員会」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

平成27年度における輪島市教育委員会の内部組織の改編等に伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 16 号

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会事務決裁規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書を削る。

別表第 2(1)教育委員会事務局職員(以下「職員」という。)の服務に関すること。の項、(4)職員の職務専念義務免除等に関すること。の項及び(7)職員の国内出張命令に関すること。の項中「部長及び参事」を「部長」に改め、同表(10)職員の出張及び研修等の復命に関すること。の項中「部長、参事及び課長」を「部長及び課長」に改め、同表(11)職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の取得に関すること。の項中「部長及び参事」を「部長」に改める。

別表第 4 教育長の項中「参事」を「所管課長」に改め、同表教育部長の項中「参事」を「所管課長」に、「所管課長」を「課参事(課参事が置かれていない場合は、課長補佐)」に改め、同表参事の項を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 27 年度における輪島市教育委員会の内部組織の改編等に伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 17 号

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正について
輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部を改正する規則を
次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部を改正する規
則

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則(平成 20 年輪島市教育
委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条」を「第 25 条」に改める。

第 2 条中「第 26 条」を「第 25 条」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号を
同条第 1 号とし、同条第 3 号から同条第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 27 年度から新教育委員会制度に移行すること等に伴い、関係規定の整備を
図るため。

議案第 18 号

輪島市教育委員会会議規則の一部改正について

輪島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会会議規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 会議録(16 条―第 20 条)」を「第 2 章 会議録(16 条―第 18 条)」に改める。

第 1 条中「第 162 号」を「第 162 号。次条第 4 項において「法」という。」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(会議)

第 2 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、教育長が毎月第 4 金曜日に招集する。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 臨時会は、教育長が必要があると認めるときに招集する。

4 法第 14 条第 2 項の規定により会議の招集の請求があったときは、教育長は、臨時会を招集するものとする。

第 3 条から第 6 条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第 7 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 1 項第 6 号中「審議及び」を削る。

第 8 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 10 条から第 12 条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第 14 条第 1 項中「委員長又は委員の発議により、出席委員(委員長を含む。以下同じ。)」を「教育長又は委員の発議により、出席者」に改め、同条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 15 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 16 条を削る。

第 17 条第 1 項中「会議録は、委員長が事務局職員のうちから教育長の推薦する者を指名してこれを作成させる」を「教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない」に改め、同条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条第 2 号中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第 8 号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 17 条とする。

第 19 条を削る。

第 20 条の見出しを「(会議録の公表)」に改め、同条を次のように改める。

教育長は、会議録を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

第 20 条を第 18 条とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 27 年 4 月 1 日から新教育委員会制度に移行することに伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 19 号

輪島市教育委員会公印規則の一部改正について

輪島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会公印規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表委員長印の項を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 27 年度から新教育委員会制度に移行することに伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 20 号

輪島市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

輪島市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会会議傍聴規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 27 年 4 月 1 日から新教育委員会制度に移行することに伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 21 号

輪島市教育委員会公告式規則の一部改正について

輪島市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会公告式規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条」を「第 15 条」に改める。

第 2 条第 2 項及び第 4 条第 1 項中「委員長名」を「教育長名」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 27 年 4 月 1 日から新教育委員会制度に移行することに伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 22 号

輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の廃止について
輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則を廃止する規則を
次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則を廃止する規則
輪島市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則(平成 25 年輪島市
教育委員会規則第 12 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

輪島市教育事務点検評価審議会条例(平成 27 年輪島市条例第 8 号)に基づく輪島
市教育事務点検評価審議会を新たに設置するため。

議案第 23 号

輪島市ケーブルテレビ寺子屋推進委員会設置要綱の廃止について

輪島市ケーブルテレビ寺子屋推進委員会設置要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市ケーブルテレビ寺子屋推進委員会設置要綱を廃止する要綱

輪島市ケーブルテレビ寺子屋推進委員会設置要綱(平成 24 年輪島市教育委員会告示第 10 号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

輪島市ケーブルテレビ寺子屋事業について、平成 24 年度の開始から約 3 年を経過し、事業開始時からこれまでに外部委員等の参加により検討された番組制作に関する基本的な事項が定着し、一定の方向性を確定することができたため。

議案第 24 号

輪島市立公民館の館長の任命について

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 28 条の規定に基づき、輪島市立公民館の館長に別紙の者を任命することについて、承認を求める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市立 19 公民館の館長の任期が平成 27 年 3 月 31 日をもって満了するため。

議案第 25 号

輪島市社会教育委員の委嘱について

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、輪島市社会教育委員に別紙の者を委嘱することについて、承認を求める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市社会教育委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日をもって満了するため。

議案第 26 号

輪島市公民館運営審議会委員の委嘱について

輪島市公民館条例(平成 18 年輪島市条例第 96 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、
輪島市公民館運営審議会委員に別紙の者を委嘱することについて、承認を求める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市公民館運営審議会委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日をもって満了するため。

議案第 27 号

輪島市地域協育推進委員会委員の委嘱及び任命について

輪島市地域協育推進要綱(平成 23 年輪島市教育委員会告示第 6 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、輪島市地域協育推進委員会委員に別紙の者を委嘱し及び任命することについて、承認を求める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市地域協育推進委員会委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日をもって満了するため。

議案第 28 号

輪島市女性センター運営委員会委員の委嘱について

輪島市女性センター条例施行規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 49 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、輪島市女性センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱することについて、承認を求める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市女性センター運営委員会委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日をもって満了するため。

議案第 29 号

輪島市文化会館運営委員会委員の任命について

輪島市文化会館条例(平成 18 年輪島市条例第 98 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、輪島市文化会館運営委員会委員に別紙の者を任命することについて、承認を求めらる。

平成 27 年 3 月 30 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市文化会館運営委員会委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日をもって満了するため。